二　店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会の規則の定めるところによる当該店頭売買有価証券市場の取引のためのシステムを通じた店頭売買有価証券の売買が行われていない時間帯における店頭売買有価証券の空売りを行う取引

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第二条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第百十七条第一項第二十四号の五中「平成十九年内閣府令第五十九号。」の下に「第百二十三条第一項第二十六号及び」を加える。

第百二十三条第一項に次の一号を加える。

二十六　金融商品取引所に上場されている有価証券又は店頭売買有価証券（取引等規制府令第十五条の七第二号イからヌまでに掲げる有価証券を除く。）と同一の銘柄の有価証券の募集又は売出し（当該有価証券の発行価格又は売出価格の決定前にこれらをする場合に限り、取引等規制府令第十五条の五に定める期間がない場合を除く。）の取扱いを行う場合において、顧客に当該有価証券を取得させようとするときに、あらかじめ、当該顧客に対し書面又は電磁的方法により次に掲げる事項を適切に通知していないと認められる状況

イ　令第二十六条の六の規定により、取引等規制府令第十五条の五に定める期間において当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における空売り（取引等規制府令第十五条の七各号又は第十五条の八各号に掲げる取引を除く。以下この号において同じ。）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った者は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（取引等規制府令第十五条の六に定めるものを含む。ロにおいて同じ。）の決済を行うことができない旨

ロ　金融商品取引業者等は、イに規定する者がその行った空売りに係る有価証券の借入れの決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができない旨

附　則

（施行期日）

1　この府令は、金融商品取引法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十三年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第十五条の五の規定は、同条に規定する最も早い日がこの府令の施行の日以後の日である場合における有価証券の募集又は売出しについて適用する。

省　令

○総務省令第百二十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十七条の二第二項の規定に基づき、地方公営企業法施行規則及び地方公営企業資産再評価規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

総務大臣　片山　善博

地方公営企業法施行規則及び地方公営企業資産再評価規則の一部を改正する省令

（地方公営企業法施行規則の一部改正）

第一条　地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二を削る。

別表第十二号を次のように改める。

別表第十二号（第十二条関係）

剰余金計算書様式

平成何年度（地方公共団体名）何事業剰余金計算書

（平成　年　月　日から平成　年　月　日まで）

	資本金	剰余金											
		資本剰余金				利益剰余金							資本合計
		再評価積立金	受贈財産評価額	寄附金	何々	資本剰余金合計	減債積立金	利益積立金	何々積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計		
前年度末残高													
前年度処分額													
議会の議決による処分額													
	何々												
	何々												
条例第　条による処分額													
	何々												
	何々												
処分後残高													
当年度変動額											（繰越利益剰余金）		
	何々												
	何々												
当年度純利益												（当年度未処分利益剰余金）	
当年度末残高													

（注）1　欠損金計算書は、この様式に準じて作成すること。

2　この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものであること。

3　前年度処分額、当年度変動額の欄中「何々」とあるのは、処分、変動の内訳について事由（何々積立金の積立、欠損補塡、出資の受入れなど）ごとに記載すること。

4　議会の議決による処分額の欄は、法第32条第２項から第４項の規定による議決による処分を行つたものについて、条例第　条による処分額の欄は、法第32条第２項及び第３項の規定に基づく条例の規定により処分を行つたものについて、それぞれ記載するものであること。

別表第十三号（第十二条関係）を次のように改める。

別表第十三号（第十二条関係）

剰余金処分計算書様式

平成何年度（地方公共団体名）何事業剰余金処分計算書

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高			